



(会議)

第9条 この団体は以下のことを話し合うため、メンバー全員が参加する会議を開きます。

- (1) 活動内容
- (2) お金の使い方
- (3) この会則の内容を変更すること
- (4) その他、必要なこと

メンバー全員が参加する会議で決める内容について記載します。

(活動計画と予算)

第10条 この団体の活動計画は会長が、予算は会計が作成して、メンバー全員が参加する会議で決定します。一度決定したものを変更する場合も同じとします。

団体の活動計画と予算(団体の収入と使うお金の予定)の作り方や決定の方法を決めます。

(活動報告と決算)

第11条 この団体の活動報告は会長が、決算は会計が作成して、責任者がそれを確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

団体の活動報告と決算(団体の収入と使ったお金のまとめ)の作り方や決定の方法を決めます。

(会計の期間)

第12条 この団体の会計の期間は、〇月〇日から翌年の〇月〇日までとします。

会計の始まりの日と終わりの日を決めます。

(その他)

第13条 この会の決まりに書かれていないことや、その他の細かい決まりについては、メンバーみんなで話し合って決めることとします。

附則

- 1 この会の決まりは、この団体の発足日である令和〇〇年〇月〇日から施行します。